

自転車駐車場の附置義務について

(豊島区自転車等放置防止条例及び同施行規則)

昭和63年4月1日 施行
改正 平成26年7月1日 施行

豊島区では、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」により、一定規模以上の施設の建築行為に自転車駐車場を設置する義務を定めています。

1. 条例の設置届

一定規模以上の施設（下記参照）を新築・増築・改築・用途変更する場合は自転車駐車場を設置しなければならないことになっています。

2. 対象となる指定区域

豊島区内全域

3. 対象となる建築行為

新築、増築、改築、用途変更（建築基準法第87条第1項）

4. 増築・改築・用途変更の算定

建築行為後の建物のうち、指定用途に定められる前に建築された部分又は指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除き、残った部分を新築と見なして”5”の基準により用途ごとに算定し、小数点以下を切り捨てます。

5. 対象となる指定用途、台数の算定基準

施設の用途	単独用途の場合	台数の算定基準
① 遊技場、学習施設、病院及び診療所 ボーリング場、ゴルフ練習場 バッティングセンター レンタルビデオ店	150㎡ 以上	対象面積15㎡ごとに1台。 (対象面積が5,000㎡を超える部分は30㎡ごとに1台)
② スーパーマーケット コンビニエンスストア ドラッグストア	200㎡ 以上	対象面積20㎡ごとに1台。 (対象面積が5,000㎡を超える部分は40㎡、 10,000㎡を超える部分は80㎡ごとに1台)
③ 銀行その他の金融機関 郵便局	250㎡ 以上	対象面積25㎡ごとに1台。 (対象面積が5,000㎡を超える部分は50㎡ごとに1台)
④ ②を除く小売店舗、飲食店 カラオケ店、スポーツ施設	400㎡ 以上	対象面積40㎡ごとに1台。 (対象面積が5,000㎡を超える部分は80㎡、 10,000㎡を超える部分は160㎡ごとに1台)
⑤ 事務所、バックヤード	2,000㎡ 以上	対象面積200㎡ごとに1台。 (対象面積が10,000㎡を超える部分は400㎡ごとに1台)

※ 遊技場…風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条4号及び5号に規定する設備を設けて客に遊戯をさせる施設。

※ 学習施設…学校教育法第1条の学校、第124条の専修学校、第134条の各種学校を除きます。

※ 銀行その他の金融機関…銀行法に規定する銀行、相互銀行法に規定する相互銀行、信用金庫に規定する信用金庫、長期信用銀行法に規定する信託銀行、労働金庫法に規定する労働金庫及び中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合。

※ 対象面積は階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路
トイレ、給湯室、宿泊施設、客の用に供しない休憩室、客の用に供しない食堂、搭屋、屋上
倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等の人が立入を予定していない部分は除きます。

※ 用途が複数ある場合は、各用途ごとに附置義務台数を算出し、合計値が10台以上の場合に
届出が必要になります。

6. 附置する自転車駐車場の場所、設備等

(1) 自転車駐車場の設置場所は、当該建物内に設置してください。

＊建物内に設置の場合は、施設利用者の利用しやすい環境を整えてください。また、機械式の駐輪施設、専用エレベーター等の導入も検討してください。

＊やむを得ず敷地外に設置する場合は、敷地から 50m 以内の場所で、恒久的な自転車駐車場とし、借地などの仮設駐輪場は不可とします。

(2) 1 台あたりの面積は、0.6m×1.9m を標準とし、1 m² (0.5m×2m) 以上の確保が必要です。ただし、自転車ラック等を設置する場合は協議を要します。

(3) 施設利用者にわかりやすくするため、案内板、表示板などで自転車駐車場への誘導経路を明示してください。

(4) 利用者の安全を確保するため、照明灯、柵等の安全施設を設置してください。

7. 立入検査等

(1) 立入検査の実施：条例を確実に履行するため、必要に応じて報告、資料の提出を求め、また立入検査を行います。

(2) 措置命令：条例の規定に違反した場合は、違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命じます。

(3) 公示：条例の規定に違反した場合や措置命令に従わない場合などは条例違反者の氏名を公表する場合があります。

8. 駐車場設置の手続き

(1) 建築確認申請の前に駐輪場整備担当と協議してください。

(2) 設置届を建築確認申請の前に提出してください。

＊届出関係書類

- ・ 自転車駐車場設置届出書
- ・ 案内図
- ・ 施設概要
- ・ 建築物配置図
- ・ 建築物各階平面図
- ・ 求積図
- ・ 設置台数算出内訳
- ・ 構造図（自転車ラック／エレベーター等特殊な装置を用いる場合）
- ・ 案内看板の設置位置と内容
- ・ 運営計画

(3) 自転車駐車場設置届を変更する場合は変更届けを、工事が完了した時は完了届を提出してください。

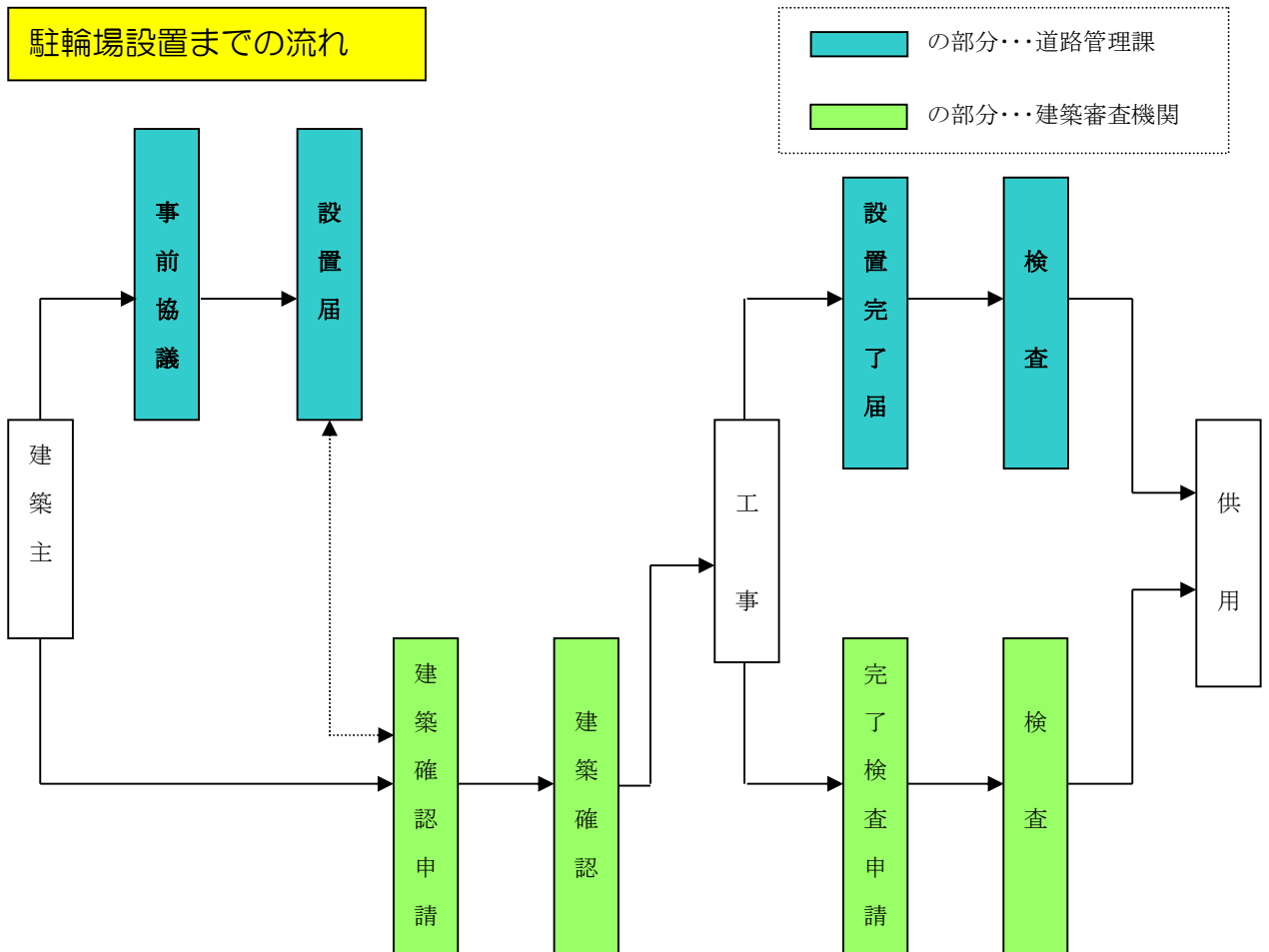
9. 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
1. 売場	小売業者が使用权を有し、直接物品販売の用に供する部分。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入または商品の選定等のために使用する部分は売場とみなす。
2. 売場間の通路	売場と売場を結ぶ客用通路（売場でない部分を通るものを含み、建物と建物を結ぶための上空通路、地下道等は含まない）
3. ショーウィンド	小売業者が自ら設けたショーウィンド。 ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは店舗面積に含まない。
4. ショールーム等	小売業者が自ら設けたショールーム、モデルルーム等の商品の展示または実演の用に供する施設。
5. サービス施設	小売業者が自ら設けた手荷物一時預かり所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設。
6. 承り所等	小売業者が自ら設けた写真の現像、焼付及び引伸ばし承り所、クリーニング承り所洋服及びワイシャツ等の仕立て承り所並びにカタログコーナー等。
7. 物品加工修理場のうち顧客からの引受け（引渡しを含む）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴その他の物品の加工又は、修理の顧客からの引受け（加工又は、修理のための物品の引渡しを含む）の用に直接供する部分。 当該部分が加工又は、修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときはその全部を店舗面積に含む。

10. 店舗面積に含まない部分

部分名	定義
1. 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場および階段にはさまれた吹き抜け部分。 また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁及び柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
2. エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む）部分。 また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁及び柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
3. エレベーター	エレベーターの乗降扉の線で区分し、店舗面積に含まない。
4. 連絡通路	建物と建物を結ぶための道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の通路をいい、当該部分を小売業の用に供さないことを前提に店舗面積に含まない。
5. 文化催場	展覧会等の文化催しのみ用の用に供される場所で、間仕切り等で区分された部分。

6. 休憩室	客の用に供しない休憩室又は、喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分。
7. 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分。
8. 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合はその出入口の線）で区分し、店舗面積に含まない。
9. 食堂等	客の用に供しない食堂、喫茶室等。
10. 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分。ただし、物品販売を行う部分は、売場として扱う。
11. 屋上	塔屋を除いた屋上部分。ただし、物品販売を行う場合は、売場として取り扱う。



担当お問い合わせ先 豊島区 都市整備部 道路管理課 （自転車対策担当課）施設グループ 03-3981-4873
--